

《必要書類について》 書類が不鮮明の場合は、申請をお断りする場合があります。

●は書類を提出していただきます

必要書類	家屋の種別	(イ)-(a)、(c)、(e) 個人が新築した家屋 (注文住宅)	(イ)-(b)、(d)、(f) 建築後使用されたこと のない家屋(建売住宅、 分譲マンション)	(ロ)-(a)、(b) 建築後使用されたこと のある家屋 (中古住宅)
・住民票の写し 【原本又は鮮明なコピー】 (発行日より3か月以内のもの)		○	○	○
次のうちどれか ・登記事項証明書 ・照会番号付き登記情報(インターネット) ・登記完了書(書面申請)+照会番号なし 登記情報(インターネット) ・登記完了書(書面申請)+登記要約書 ・登記完了書(電子申請)		○	○	○
・売買契約書又は譲渡証明書 【原本又は鮮明なコピー】			○	○
・家屋未使用証明書 【原本(コピー不可)】 (新築後1年以内の場合は不要)			●	
・長期優良住宅認定通知書 ・長期優良住宅申請書 (1面から4面(戸建住宅の場合は3面 を除く)) 【原本又は鮮明なコピー】 ※変更認定申請があった場合はその認 定通知書と申請書も併せて必要		● ((イ)-(c)の場合) コピーの場合、提出	● ((イ)-(d)の場合) コピーの場合、提出	
・低炭素住宅認定通知書 ・低炭素住宅申請書 (1面、3面、4面、5面(戸建住宅の場合 は4面を除く)) ※令和7年4月1日以前の様式について は1面、3面、5面、6面(戸建て住宅の 場合は5面を除く) 【原本又は鮮明なコピー】		● ((イ)-(e)の場合) コピーの場合、提出	● ((イ)-(f)の場合) コピーの場合、提出	
・耐震基準適合証明書 (2年内に取得されたもの) 又は既存住宅性能評価書(2年内 に評価されたもの)又は既存住宅売買 瑕疵担保責任保険契約が締結されて いることを証する書類(2年内に締 結されたもの) 【原本又は鮮明なコピー】				● (昭和56年12月31日以前 に建築された家屋の場合)
・増築工事等工事証明書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約 が締結されていることを証する書類 (該当する工事種類において工事費 用が50万円を超えた場合のみ必要) 【原本又は鮮明なコピー】				● ((ロ)-(a)の場合)
・申請手数料		1件の申請につき1,300円		

郵送申請の場合は証明書のみの返送となります(上記必要書類の返却はいたしません)。

●未入居の場合

- ・未入居の場合は必要書類を提出して頂きます。
- ・入居予定日は申立日(申請日)から2週間程度の期間に限られます。
- ・入居予定日が2週間を越える場合は止むを得ない事情を疎明する書類が別途必要です。
※入居予定が2週間を超える場合は事前にご相談ください。
- ・申請者の申立書を提出して下さい。
- ・現在家屋の処分方法については以下の書類を提出して下さい。

現在家屋の処分方法に関する必要書類(提出になります)

現在家屋の処分方法	必要(添付)書類
売却	<u>売買契約(予約契約)書、媒介契約書等</u> (売却を証する書類)【コピー可】
賃貸	<u>賃貸借契約書、媒介契約書等</u> (賃貸借を証する書類) ※契約期間が切れている場合は更新の書類又は自動更新されることを証する書類【コピー可】
親族が住む場合	<u>当該親族の申立書等</u> (申請者が住居用として使用しないことを証する書類) 【コピー不可】
借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等の場合	<u>賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証又は家主の証明等</u> (申請者の所有する家屋でないことを証する書類) 【コピー可】
処分方法未定の場合	入居が登記後になる、止むを得ない事情を疎明する書類 ※事前にご相談ください